

関ヶ原の戦いについての高橋陽介氏の新説を検証する

－高橋陽介氏の著書『一次史料にみる関ヶ原の戦い』を拝読して－

白 峰 旬

はじめに

高橋陽介氏が著書『一次史料にみる関ヶ原の戦い』⁽¹⁾を昨年（2015年）11月に自費出版された。高橋氏からは筆者に対して謹呈送付していただき、感謝している。早速の内容を拝読したところ、関ヶ原の戦いに関する高橋氏の新説による見解と、筆者（白峰）による私見との間に解釈の相違がある箇所も見られるので、本稿では、そうした点も含めて、高橋氏の新説を検証していきたい。

高橋陽介氏の著書『一次史料にみる関ヶ原の戦い』（以下、高橋本と略称する）の内容は、以下のような構成になっている（目次とあとがきは省略する）。

- 1 やはり「問い鉄炮」はなかった（6～9頁）
- 2 一次史料のみによって考えるということ 九月十五日付徳川家康書状を読む（10～13頁）
- 3 では実際にはどうだったのか 九月十七日付吉川広家書状の別解釈
九月十七日付吉川広家書状の別解釈①（14～17頁）
九月十七日付吉川広家書状の別解釈②（18～20頁）
九月十七日付吉川広家書状の別解釈③（21～23頁）
九月十七日付吉川広家書状の別解釈④（24～27頁）
九月十七日付吉川広家書状の別解釈⑤（28～30頁）
九月十七日付吉川広家書状の別解釈⑥（30～33頁）
九月十七日付吉川広家書状の別解釈⑦（33～40頁）
- 4 山中における西軍の布陣について（41～45頁）
- 5 なぜ西軍は関ヶ原へ向かったのか 九月十二日付石田三成書状を再考する
九月十二日付石田三成書状を再考する①（46～50頁）
九月十二日付石田三成書状を再考する②（50～53頁）
九月十二日付石田三成書状を再考する③（53～56頁）
九月十二日付石田三成書状を再考する④（56～59頁）
九月十二日付石田三成書状を再考する⑤（59～68頁）
- 6 南宮山からみた東西両軍の布陣 九月十二日付吉川広家書状による裏付け（69～77頁）

7 島津軍の中央突破・「島津退き口」について (78～82頁)

以下、順を追って、内容を検証していきたい。

1. 高橋本 6～13頁の内容検証

上記「1 やはり「問鉄炮」はなかった」は、「問鉄炮」否定論⁽²⁾であり、『黒田家譜』を史料引用し、『黒田家譜』は一次史料ではありません。後世の編纂物です。(中略) 信憑性の低い史料です。」(8頁)と指摘している。「問鉄炮」否定論については、すでに筆者(白峰)も拙著『新解釈 関ヶ原合戦の真実—脚色された天下分け目の戦い』(以下、副題は省略する)⁽³⁾で『黒田家譜』も含めて諸史料を検証して論及しているので「問鉄炮」否定論については特に異論はないが、「問鉄炮」否定論の先行研究として、前掲・拙著『新解釈 関ヶ原合戦の真実』に言及すべきであった。よって、「問鉄炮」否定論が高橋氏による新説には該当しないことは明らかである。

高橋本に挟み込む形で入れられていた紙(追記①)には主要参考文献として、前掲・拙著『新解釈 関ヶ原合戦の真実』が提示されているが、本文の記述のスタイルとして、まず「問鉄炮」否定論について先行研究の論点を整理し、そのうえで高橋氏の考えを述べるべきではなかったのか。よって、主要参考文献として前掲・拙著『新解釈 関ヶ原合戦の真実』の書名を提示するだけでは不十分である。

そうしないと、どこまでが先行研究で指摘されている点で、どこからが高橋氏が新たに指摘したオリジナルの点なのかが読者にわからなくなってしまうので、こうした記述スタイルは避けるべきである。この点は高橋本全体の記述スタイルに通じる問題点である。本書のように新説を提示する場合は特にこの点は重要であり、先行研究が指摘してきたことと、自らが新しく提示したことは明確に線引きして区別すべきである。

なお、脇坂安治について「脇坂安治らは京極高次に同心し、九月三日に大津城から中国衆を追い出して、籠城戦をしていました。(→西洞院時慶『時慶記』)」(9頁)と指摘しているが、脇坂安治が京極高次とともに大津城に籠城した、という点については疑義があるが、そのことについては後述する。

上記「2 一次史料のみによって考えるということ 九月十五日付徳川家康書状を読む」は九月十五日付徳川家康書状の内容検討をしたものであり、「家康は正午十二時ごろに合戦に勝利したと言っています。(中略)「十五日午刻」は「悉討捕候」にかかります。通説では関ヶ原の戦いは午前八時に始まって午後二時に決着がついたことになっていますが、これは通説のほうが間違っています。」(11頁)と指摘している。つまり、関ヶ原の戦いの終了時刻を「正午十二時ごろ」と指摘している。この点の解釈について高橋本の考えは正しいと思う。

そして、九月十五日付徳川家康書状において「「関ヶ原」とは言わず「濃州山中」であったと言っています。この「山中」というのは「山の中」という意味ではなく「山中村」という地名です。」(12

頁）と指摘している。この点についても、すでに前掲・拙著『新解釈 関ヶ原合戦の真実』で指摘しているため、やはり先行研究として前掲・拙著『新解釈 関ヶ原合戦の真実』のことについて言及すべきであったと思われる。

次に「笹尾山という地名は一次史料には出てきませんし、笹尾山には陣地の遺構がありません。通説では石田三成が笹尾山に本陣を置いたことになっていますが、笹尾山は関ヶ原の戦いには関係ありません。」（高橋本12頁）と指摘している。この点は高橋氏のオリジナルの指摘として評価できるものである。これまで通説で流布してきた関ヶ原の戦いの布陣図には、石田三成が笹尾山に本陣を置いたことになっているが、このように明確に否定したことの意義は大きい。

それから、九月十五日付徳川家康書状において「宇喜多秀家、島津義弘、小西行長、石田三成の順で呼んでいます。（中略）ところで家康は西軍の中心人物は石田三成と考えていたでしょうか。（中略）一次史料に西軍の主体を三成であるとしたものは有りません。一次史料は西軍の主体を「奉行衆」と呼んでいます。三成は西軍の中心人物のうち一人であるに過ぎません。」（12頁）と指摘している。

高橋本の「一次史料に西軍の主体を三成であるとしたものは有りません。」という指摘は正しいのであろうか。「（慶長五年）七月二十一日付松井康之・有吉立行・魚住昌永宛細川忠興書状」⁽⁴⁾には「石治部・輝元申談、色立候由、上方より内府へ追々御注進候」と記されていて、石田三成と毛利輝元が決起した、としているので、石田三成が反家康決起の主体であったことは明白である。このことから、高橋本の「一次史料に西軍の主体を三成であるとしたものは有りません。」という指摘は誤りであることがわかる。

また、石田三成方の諸将を呼ぶ順番については、「（慶長五年）九月十七日付松平家乗宛石川康通・彦坂元正連署状」には、石田三成・島津義弘・小西行長・宇喜多秀家の順で記されており（前掲・拙著『新解釈 関ヶ原合戦の真実』）、石田三成が一番最初に来て、宇喜多秀家は最後になっている。この順番だけを見れば、石田三成が中心人物ということになる。この点は、上述した高橋本の指摘（九月十五日付徳川家康書状における呼ぶ順番）と正反対の事例であり、この事例をもって判断すれば高橋本の指摘は成立しないことになる。

2. 高橋本14～17頁の内容検証

ここからは、上記「3 では実際にはどうだったのか 九月十七日付吉川広家書状の別解釈」の検討に入るが、ここでも高橋本では、先行研究として、筆者（白峰）の拙稿「関ヶ原の戦いにおける吉川広家による「御和平」成立捏造のロジックー『吉川家文書之二』〈大日本古文書〉913号～918号文書、及び、「（慶長五年）九月二十日付近衛信尹宛近衛前久書状」の内容検討ー」（以下、副題は省略する）⁽⁵⁾に全く言及していないのは遺憾と言わざるを得ない。

高橋本では「これらの点に注意して読まなければこの書状は意味が通じなくなり（中略）あるい

は「吉川広家は和談を捏造した」と結論づけてしまうことになります。」(39頁)と指摘しているが、これは明らかに、前掲・拙稿「関ヶ原の戦いにおける吉川広家による「御和平」成立捏造のロジック」を意識してのことと思われる。しかし、高橋本では前掲・拙稿「関ヶ原の戦いにおける吉川広家による「御和平」成立捏造のロジック」についての言及は本文中に全くなく、参考文献にも記されていない。高橋本でこういう指摘をしながら、前掲・拙稿「関ヶ原の戦いにおける吉川広家による「御和平」成立捏造のロジック」に全く触れないのはフェアな書き方とは言えないであろう。

そもそも、別解釈というのであれば、どの解釈と比較しての別解釈であるのかを明示する必要があるが、高橋本にはその点に関する説明は一切ない。よって、高橋本で九月十七日付吉川広家書状の別解釈をおこなうのであれば、先行研究として、筆者(白峰)の前掲・拙稿「関ヶ原の戦いにおける吉川広家による「御和平」成立捏造のロジック」で『吉川家文書之二』〈大日本古文書〉913号文書(吉川広家自筆書状案〔慶長五年九月十七日〕)の全文訳と文中での各ポイントとなる箇所 of 解説をしているのであるから、前掲・拙稿の内容の是非を論じたうえで、高橋氏の別解釈としての見解を提示するのが正しい道筋であろう。

それから、九月十七日付吉川広家書状の別解釈を提示する場合、その出典も明示すべきである。高橋本で扱っている九月十七日付吉川広家書状は『吉川家文書之二』〈大日本古文書〉913号文書であるから、読者が高橋本の説の是非を検証する場合や、引用箇所が正しく引用されているのかどうかを検証する場合のことを考えて、こうした出典の明示は必要は必ずである。そして、高橋本では九月十七日付吉川広家書状と記しているが、これは正確には書状案であって書状ではない。そして、この書状案には九月十七日という日付が明記されているのではなく、『吉川家文書之二』〈大日本古文書〉913号文書の注記として「コノ文書ハ、慶長五年九月十七日ノモノナリ」と記されているだけなので、九月十七日付という記載はすべきではなかろう。よって、表記としては、前掲・拙稿「関ヶ原の戦いにおける吉川広家による「御和平」成立捏造のロジック」で記したように「吉川広家自筆書状案(慶長五年九月十七日)」とするのが妥当であろう。以下、高橋本で九月十七日付吉川広家書状としている文書については913号文書として表記する。

高橋本14～15頁では913号文書の原文引用と意識を記載しているが、原文引用において誤りがあるので、まずはその点を指摘したい。高橋本14頁で原文引用をしている箇所は、913号文書64頁の箇所である。それと比較対象すると、変体仮名の誤読がある。高橋本では「其許相伺候而可相調事候なれ共」と引用しているが、913号文書を見ると「其許相伺候而可相調事候つれ共」と記されている。「つれ」とは完了の助動詞「つ」の已然形であるから、高橋本で「(前略)話し合うべきなのですが」というように現在形で現代語訳している点は誤りということになり、「～べきだったのですが」という現代語訳が正しいことになる。そのほか、高橋本では引用箇所「青野ヶ原」と記しているが「青野か原」が正しい。

次に高橋本14頁の「左候て行之様子相聞え候分ハ、人数二手二分候而、一手ハ山中へ押入、筑中左候へは」という引用箇所は、913号文書を見ると抹消されている箇所(見せ消ちの箇所)であり、

その横に「然處」と記されている。つまり、「左候て行之様子相聞え候分ハ、人数二手二分候而、一手ハ山中へ押入、筑中左候へは」の文を抹消して「然處」と訂正しているのである。しかし、高橋本14頁の引用箇所では「然處」の記載はなく、「左候て行之様子相聞え候分ハ、人数二手二分候而、一手ハ山中へ押入、筑中左候へは」の文の抹消についても触れておらず、その説明もない。

よって、「左候て行之様子相聞え候分ハ、人数二手二分候而、一手ハ山中へ押入、筑中左候へは」の文は「然處」に訂正して読み替えなくてはならないところを、高橋本14頁の引用箇所ではそのようにせず、抹消した文をそのままつなげて読んでいるので、意識自体が間違ってしまうのである。

高橋本14～15頁の意識では、引用箇所「敵之手前」を「西軍の状態は」と現代語訳しているほか、高橋本15頁の解説では「吉川広家はこの時点で、西軍を「敵」と呼び、東軍を「味方」と呼んでいます。」としている。しかし、高橋本14頁の913号文書の引用箇所には「味方」という表記はないし、吉川広家が「西軍を「敵」と呼び」とする根拠が不明確である。

高橋本15頁の解説では「吉川広家はこの時点で、西軍を「敵」と呼び、東軍を「味方」と呼んでいます。もしそうでないならば、上記の文章は、「東軍の作戦を聞いたところによると、人数を先鋒黒田と先鋒福島の二手に分けて、そのうち一手は笹尾山へ攻め込んだ。そのため小早川秀秋はすぐに寝返った」となりますが、それでは文意が通じませんし、それ以下の文章も意味不明となってしまいます。ですのでこの文章は西軍の作戦行動を書き記したものであると考えるべきです。」としている。

しかし、高橋本14頁の913号文書の引用箇所には「先鋒黒田と先鋒福島」という表記はないし、「笹尾山」という表記もないので恣意的な拡大解釈と思われる。高橋本15頁の解説では「それでは文意が通じませんし、それ以下の文章も意味不明となってしまいます。ですのでこの文章は西軍の作戦行動を書き記したものであると考えるべきです。」としていることからすると、「西軍を「敵」と呼び、東軍を「味方」と呼ばないと文意が通じない、というのが高橋氏の論拠のようであるが、文意が通じないのは、上述したように抹消した文を高橋本ではそのままつなげて読んでいることに原因があり、「西軍を「敵」と呼び、東軍を「味方」と呼ばないと文意が通じないから、というのは論拠として成立しない。つまり、上述したように抹消した文をそのままつなげて読んでしまえば文意が通じなくなるのは当然なのである。

高橋本15頁の意識では「西軍は人数を二手に分けて、その一手である宇喜多・島津・小西・石田らは山中へ攻め込んだということです。」としているが、高橋本14頁の引用箇所には「宇喜多・島津・小西・石田ら」という記載はなく、「西軍は」という記載もないので、これも恣意的な拡大解釈をした現代語訳である。そもそも高橋本15頁の意識では「山中へ攻め込んだ」のを「宇喜多・島津・小西・石田ら」としているが、913号文書の65～66頁に「山中へ之先手ハ、福左太、黒甲」と記されていて、山中へ攻め込む先手は福島正則、黒田長政とはっきり記されているので、高橋本15頁の意識が誤訳であることは明白である。そうすると、高橋本15頁の解説で「西軍の宇喜多・島津・小西・石田らは、小早川と戦うために^(マ)関ヶ原^(マ)（山中カ）へ向かいました。」としている解釈も成立し

なくなる。そして、高橋本16頁では、傍証として『慶長年中卜斎記』を引用しているが、後世の編纂史料(二次史料)であるから、その信憑性は低いと言わざるを得ない。

そして、高橋本14頁の913号文書の引用箇所「筑中御逆意」とある箇所を、高橋本15頁の意識では、小早川秀秋の「西軍に敵対する意思」としているほか、高橋本15頁の解説では「逆意」という言葉は「裏切り・寝返り」という意味合いではなく、「敵対する意思」といった程度の意味かと思えます。」としている。つまり、高橋本では「逆意」＝「敵対する意思」であって、「裏切り・寝返り」という意味ではない、としているのであるが、この解釈は正しくない。そもそも史料中における言葉の意味をとる場合は、自分流(自己流)の解釈を優先させるのではなく、『日本国語大辞典(第二版)』(小学館)、『広辞苑(第六版)』(岩波書店)、『大辞林(第三版)』(三省堂)、『時代別国語大辞典(室町時代編)』(三省堂)、『邦訳日葡辞書』(岩波書店)などでまず調べてその語義をもとに解釈すべきである。

例えば、「逆意」について『日本国語大辞典(第二版)』⁽⁶⁾では「むほんの心。また、人の心にさからうこと。逆心」、『広辞苑(第六版)』⁽⁷⁾では「むほんの心。逆心。」、『大辞林(第三版)』⁽⁸⁾では、「謀反の心。そむく心。逆心。」、『時代別国語大辞典(室町時代編)』⁽⁹⁾では「謀叛・叛逆をしようとすること。また、その意志。」、『邦訳日葡辞書』⁽¹⁰⁾では「反逆」という意味が出ている。これらを見るとわかるように、「逆意」とは「謀反の心。逆心。」という意味、或いは、それと同様の意味であることがわかる。

よって、「逆意」には、「敵対する意思」といった程度の意味(高橋本15頁)は含まれていないことがわかり、高橋本での「逆意」＝「敵対する意思」という解釈は妥当ではないことになる。

高橋本15頁の解説では、高橋本14頁で引用した原文の中に「山中」と出てくることに関して、「これは「やまなか村」という地名を指してます。場所は現在の関ヶ原町大字山中、松尾山の麓です。」と指摘している。しかし、この点については、先行研究としてすでに前掲・拙著『新解釈 関ヶ原合戦の真実』で指摘しているので、そのことについて記すべきである。

高橋本16頁の解説では「西軍について西軍側として布陣しているいくつかの部隊が合戦の途中、あるいは合戦が始まると同時に寝返って東軍側となって戦うというのは、実際には不可能です。」としている。しかし、例えば、合戦当日参戦してその戦況を記した島津家家臣の史料には合戦が開始されてまもなく、島津家に鉄炮衆の加勢を求めた亀井茲矩の軍勢が家康方に寝返った、と明確に記されているし⁽¹¹⁾、前掲・拙著『新解釈 関ヶ原合戦の真実』で述べたように、小早川秀秋が合戦の開始と同時に裏切ったことは『十六・七世紀イエズス会日本報告集』に記されている。こうした事例は「合戦の途中、あるいは合戦が始まると同時に寝返って東軍側となって戦う」ことが実際にあったことを示しているので、高橋本の上記の見解には疑義を呈したい。

高橋本17頁の解説では「一次史料によりますと、脇坂安治はこのとき京極高次と同意して大津城にいました。」としている。この場合の一次史料というのは高橋本9頁に「脇坂安治らは京極高次に同心し、九月三日に大津城から中国衆を追い出して、籠城戦をしていました。(→西洞院時慶『時

慶記』）」とあることから『時慶記』を指すと考えられる。この場合の史料の提示の仕方であるが、『時慶記』の何月何日条であるのかを明示すべきである。そうしないと、高橋本9頁の「脇坂安治らは京極高次に同心し、九月三日に大津城から中国衆を追い出して、籠城戦をしていました。」という解釈が妥当なのかどうか分からないからである。

筆者（白峰）が調べたところ、『時慶記』の慶長五年九月四日条⁽¹²⁾には「大津事咲止ニ沙汰アリ、城主帰城ト、脇坂其外同心ト」とあるので、この記載を指して高橋本9頁では「脇坂安治らは京極高次に同心し、九月三日に大津城から中国衆を追い出して、籠城戦をしていました。」と解釈しているのであろうが、まず、高橋本9頁では日付が間違っていて九月三日ではなく九月四日であることが指摘できるし、「大津事咲止ニ沙汰アリ、城主帰城ト、脇坂其外同心ト」の記載は、城主（京極高次）が大津城に帰城したということと、脇坂安治そのほかが京極高次に同心している、という伝聞を書き留めただけの内容である。「大津事咲止ニ沙汰アリ、城主帰城ト、脇坂其外同心ト」の記載からは、高橋本9頁の「脇坂安治らは京極高次に同心し、九月三日に大津城から中国衆を追い出して、籠城戦をしていました。」という解釈にはならないのである。この点も恣意的な拡大解釈であると指摘できる。

つまり、京極高次に脇坂安治などが同心している、という記載が『時慶記』の慶長五年九月四日条にはあるものの、その後、脇坂安治が大津城に籠城した、というような記載は公家等の日記には一切出てこないもので単なる噂レベルのものであった、と考えられる。その証左として、九月十三日に西洞院時慶は脇坂安治に書状を出しているが（『時慶記』慶長五年九月十三日条⁽¹³⁾）、仮にこの時点（九月十三日）で脇坂安治が豊臣公儀に敵対して大津城に籠城していたとすれば、西洞院時慶が脇坂安治に書状を出すことはとてもできなかったであろう。

すでに前掲・拙著『新解釈 関ヶ原合戦の真実』で指摘したように、関ヶ原の戦い当日の脇坂安治の動向については、一次史料に「戦いをまじえた時（開戦した時）、小早川秀秋・脇坂安治・小川祐忠・祐滋父子の四人が（家康に）御味方して、裏切りをした」（「（慶長五年）九月十七日付松平家乗宛石川康通・彦坂元正連署状」における該当箇所を現代語訳したもの）とはっきりと記されている。つまり、一次史料によれば脇坂安治は九月十五日当日、小早川秀秋と共に開戦と同時に裏切ったことが明白であるので、脇坂安治が九月十五日当日に大津城で籠城していたという高橋本の指摘は誤りであることがわかる。

高橋本17頁では「巷間に伝わる「杭瀬川の戦い」は一次史料にはいっさい出てきません。初出文献をさがしてみましたが、江戸時代初期に成立した軍記のなかには見当たりませんでした。どうやらかなり後になってから作られた話であるようです。」と指摘している。この杭瀬川の戦いフィクション説は興味深いですが、合戦当日の戦況を記した島津家家臣の史料である「山田晏斎覚書」（『旧記雑録後編三』）⁽¹⁴⁾に9月14日のこととして「石田殿衆、赤坂之軍衆ニ掛合、敵三十人程打取候由、石田殿より注進候事」と記されているのが杭瀬川の戦いに該当する可能性はある。

3. 高橋本18～20頁の内容検証

高橋本18頁で原文引用をしている箇所は、913号文書64頁の箇所である。原文引用において「(前略) 御弓矢勝手ニ可成立 (後略)」としているが、913号文書64頁を見ると「(前略) 御弓矢御勝手ニ可成立 (後略)」(下線引用者) とするのが正しい。

原文で「就其大柁衆も、彼地被居候事不成候而如山中、大刑少陣無心元之由候て、被引取候」とある文について、高橋本18頁の意識では「それで大垣衆も、そこに居続けることが出来なくなって、おそらく山中へむかって、大谷吉継は不安になって撤退して行きました。」としている。

まず、この意識の文章は文法的におかしな部分がある。つまり、主語が2つ(「大垣衆」と「大谷吉継」)あり、「そこに居続けることが出来なくなって」で区切ると、1つ目の主語である「大垣衆」はどこへ行ったのかが書いてないのでわからなくなるのである。また、「おそらく山中へむかって」で区切ると、1つ目の主語である「大垣衆」が山中へ行ったことになり、2つ目の主語である「大谷吉継」はどこへ撤退したのかがわからなくなるのである。よって、この意識の文章は文法的におかしな部分があるので、訂正が必要である。

それでは、どうしてこのような文法的におかしな意識になるのかというと、上述した高橋本14～15頁の意識の場合と同様に、913号文書で抹消されている箇所(見せ消ちの箇所)の文をそのままつなげて読んでるので意識自体が間違ってしまうのである。

つまり、913号文書では「彼地被居候事不成候而」という箇所は抹消されている箇所(見せ消ちの箇所)なので、この箇所は意識する場合は含めずに意識しないといけないのである。そうすると「それで大垣衆は、山中の大谷吉継の陣が心元なくなったということで(大垣城から)引き取った」という意味になる。

高橋本18頁の意識では、原文に「大刑少陣」とあるにもかかわらず、「大谷吉継は」として、「陣」という言葉を無視しているのもおかしな点である。つまり、高橋本18頁の意識で「大谷吉継は不安になって」としているのは誤りであって、「大谷吉継の陣が心元なくなった」というように現代語訳をしなくてはならないのである。

となると、高橋本18頁の解説で「大谷吉継はおそらく伊勢方面から大垣にきて、九月十五日未明に関ヶ原方面へ撤退していったものと思われます。」という理解も成り立たなくなることがわかる。

そもそも、大谷吉継が伊勢方面から大垣城に入城した、とする一次史料は皆無である。高橋本19頁の解説では「石田三成書状によりますと大谷は北陸方面からではなく、伊勢方面から大垣に移動しました。」として、九月十二日付増田長盛宛石田三成書状を引用している。九月十二日付増田長盛宛石田三成書状について、高橋本19頁の引用箇所中の字句に誤りがあるので、同じ箇所を中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻⁽¹⁵⁾より引用すると「一、今度勢州口より被働衆、中国ハ不及是非、其外長大・大刑、并御弓鉄砲衆も、長大・安国寺一手ニ被引向様ニ相見へ候間、大人数回り兼候、人数も少々そつに罷成體ニ候事」となる⁽¹⁶⁾。高橋本19頁の引用箇所では「今度勢州口より被働衆」

（下線引用者）としていて、「衆」を「条」として誤って記しているのも、その意味の取り方も誤っているのである。

つまり、「今度勢州口より被働衆、中国ハ不及是非」という文と、そのあとの「其外長大・大刑、并御弓鉄砲衆も、長大・安国寺一手ニ被引向様ニ相見へ候間、大人数回り兼候、人数も少々そつに罷成體ニ候事」という文はそれぞれ主語が異なっていて、前者の文の主語は「今度勢州口より被働衆」、後者の文の主語は「長大・大刑、并御弓鉄砲衆」であるので、「今度勢州口より被働衆」とは「中国」（＝毛利秀元の軍勢）を指していて、そこには大谷吉継は含まれないのである。よって、高橋本19頁の「石田三成書状によりますと大谷は北陸方面からではなく、伊勢方面から大垣に移動しました。」という解釈は成立しない。

大谷吉継が伊勢方面に出陣していないことは、「（慶長五年）八月十日付真田昌幸・真田信繁宛石田三成書状」⁽¹⁷⁾において、「勢州江安国寺、吉川壹万余召連、長大同道にて罷越候」と記されていて伊勢方面に出陣した部将として、安国寺恵瓊、吉川広家、長東正家の名前は記されているが、大谷吉継の名前は記されていないことや、慶長五年八月二十六日付の小山村（現三重県津市一志町小山）に対して出した禁制⁽¹⁸⁾は安国寺恵瓊と長東正家が連署して出したものであり、大谷吉継は連署していないことからわかる。

そして、高橋本19頁の解説では「池田輝政書状によりますと、大谷吉継は九月十四日の夜にはまだ大垣にいました。」として十月七日付本多正純宛池田輝政書状を引用している。高橋本19頁の解説では触れていないが、この書状は徳川義宣『新修徳川家康文書の研究』⁽¹⁹⁾に収録されている。この出典についても高橋本では記すべきであったと思われる。

高橋本20頁の十月七日付本多正純宛池田輝政書状の引用箇所では「九月十四日之夜、大谷刑部少陣取へ相着申候処、明十五日未明御一戦にて被仰付、備前調義に不及仕合に候」となっていて、大谷吉継が九月十四日の夜に大垣にいたとは全く記されていない。

つまり、この点も高橋本では恣意的な拡大解釈をしているのである。この書状に記されているのは、「九月十四日の夜に大谷吉継が陣取りへ着いたところ、翌十五日の未明に御一戦を（家康が）仰せ付けられて、石川貞清が調義（出陣）に及ばない状況であった。」という意味であり、大垣という地名は全く出てこないし、「九月十四日の夜に大谷吉継が陣取りへ着いた」という以上のことは記されていないのである。

大谷吉継については、慶長五年八月五日頃の時点における豊臣公儀軍（石田・毛利連合軍）の諸将と動員人数の配置⁽²⁰⁾では、北国方面軍の筆頭に1200人で大谷吉継の名前が記されているので、北国方面に出陣したと考えられる。また、大谷吉継が大垣城に入城していなかったことは、慶長五年八月二十七日付、慶長五年九月五日付、九月九日付⁽²¹⁾で大垣城在陣諸将が連署して出した禁制に大谷吉継の署名がないことから明らかである。もし、この時期（八月下旬～九月上旬）に大谷吉継が大垣城に在陣していたとすれば、これらの禁制に連署していたはずである。

そして、大谷吉継が大垣城に入城していなかったことは、「（慶長五年）九月朔日付堀直寄宛徳川

家康書状」⁽²²⁾に「大柿ニ治部少輔・嶋津・備前中納言・小西撰津守籠居候」と記されていて、大垣城に籠城している部将として、石田三成・島津義弘・宇喜多秀家・小西行長の名前は記されているが、大谷吉継の名前は記されていないことからわかる。よって、上記の池田輝政書状に「九月十四日の夜に大谷吉継が陣取りへ着いた」というのは北陸方面から大谷吉継が着陣した、という意味に理解できる。

なお、高橋本20頁の解説では「吉川広家は後年の記述でも同じことを言っています。大谷吉継は北陸から山中へ移動したのではなく、大垣から山中へ移動しました。」として、その次に、吉川広家自筆覚書案(慶長六年)〔吉川家文書之二〕〈大日本古文書〉917号文書)を引用しているが、その引用箇所の内容については、すでに前掲・拙稿「関ヶ原の戦いにおける吉川広家による「御和平」成立捏造のロジック」で指摘したように次のような疑義がある。

まず引用箇所の内容をまとめると、石田方の諸将が山中へ布陣することになった経過が記されていて、時系列にまとめると、①石田三成と大谷吉継が相談して、大垣城と関ヶ原の石田方の軍勢を南宮山へまとめて家康方の軍勢と一戦することが決定した、②しかし、九月十三日に家康が赤坂に着陣したため、石田三成と大谷吉継は大垣城も南宮山も捨てて山中へ退却した、③そして、さらに佐和山へ退却する用意もしていた、ということになる。このような吉川広家の経過説明は内容的に正しいのだろうか。

この広家による経過説明には、次のような疑義がある。まず、①大垣城と関ヶ原の石田方の軍勢を南宮山へまとめて一戦をする予定としているが、当時(九月十三日より前の段階)、関ヶ原に展開していた石田方の部将はいなかったのでこうした構想自体が不可能である、②九月十三日に家康が赤坂に着陣した、としているが、家康が赤坂に着陣したのは九月十四日であり日付が間違っている、③九月十三日より前の時点で、石田三成と大谷吉継が相談して南宮山へ軍勢をまとめて家康方の軍勢と一戦することを決定した、とか、九月十三日の時点で石田三成と大谷吉継は大垣城も南宮山も捨てて山中へ退却した、としているが、上記の十月七日付本多正純宛池田輝政書状によれば、大谷吉継が着陣したのは九月十四日夜であるので、九月十三日以前(九月十三日を含む)の段階で大谷吉継が石田三成と行動を共にしていたように述べている点は間違っている、などの点が指摘できる。よって、広家によるこうした説明については、広家が独断で家康方との停戦を画策したことを正当化させるために、石田三成の軍事方針が合戦直前に二転三転したかのような虚偽の話をでっちあげた可能性が高い。

このように、吉川広家自筆覚書案(慶長六年)は関ヶ原の戦いの翌年に記されたものであり、関ヶ原の戦い直後に記されたものではなく、なおかつ、その内容について上述のような疑義が指摘できる以上、この内容をもって、大谷吉継が大垣から山中へ移動したことの史料的根拠とすることはできない。

4. 高橋本21～23頁の内容検証

高橋本21頁で原文引用をしている箇所は、913号文書64～65頁の箇所である。913号文書65頁と比較対象すると、変体仮名の誤読がある。高橋本21頁の原文引用2行目では「状をも不持さ」と引用しているが、この中の「さ」は間違いであり、「せ」が正しい。

高橋本22頁の解説では、「九月十四日付本多忠勝・井伊直政連署起請文の内容と広家書状の内容は一致します。」と指摘しているが、この指摘は誤りである。

この点については、すでに前掲・拙稿「関ヶ原の戦いにおける吉川広家による「御和平」成立捏造のロジック」で詳述したので、詳しくはそちらを参照していただきたいが、913号文書（吉川広家自筆書状案）にある「一、惣和談不可有御別儀之事」という文は、九月十四日付本多忠勝・井伊直政連署起請文には見られない文であり、吉川広家が、九月十四日付本多忠勝・井伊直政連署起請文の内容を知りながら、確信犯的に虚偽を書いていることになり（この条文のみ広家がすり替えて書いている）、関ヶ原戦いの本戦前日（九月十四日）にいかにも九月十四日付本多忠勝・井伊直政連署起請文によって毛利輝元と家康との「惣和談」が調ったかのように広家が偽装したことを示している。広家がこうした偽装をおこなった理由は、関ヶ原戦いの本戦前日（九月十四日）に、毛利輝元と家康との「惣和談」が急遽調ったことは事実ではないにもかかわらず、それをあえて既成事実化しようとしたことと、「惣和談」が調った功績（実際には「惣和談」は調っていないが）は広家の尽力によるものであると強調したかったからであろう。

このことから、高橋本22頁の解説における「九月十四日付本多忠勝・井伊直政連署起請文の内容と広家書状の内容は一致します。」という指摘は誤りであることがわかると同時に、高橋本39頁の解説において「あるいは「吉川広家は和談を捏造した」と結論づけてしまうことになります。」という指摘も妥当ではないことがわかる。

そもそも、高橋本よりも先に出された先行研究として、前掲・拙稿「関ヶ原の戦いにおける吉川広家による「御和平」成立捏造のロジック」があるので、その内容を読めば、高橋本22頁の解説における「九月十四日付本多忠勝・井伊直政連署起請文の内容と広家書状の内容は一致します。」という誤った指摘をすることはなかったはずである。

5. 高橋本24～27頁の内容検証

高橋本24頁で原文引用をしている箇所は、913号文書65～66頁の箇所である。この引用箇所について913号文書で確認すると、引用箇所の中で、「此上ハ」、「其外」（「其外上より罷下候」における「其外」）、「打合」、「可合戦仕候」は抹消されている箇所（見せ消ちの箇所）であり、「此上ハ」は「爰元」に訂正され、「可合戦仕候」は「可討果候」に訂正されている。

高橋本24頁の原文引用では「可合戦仕候」とある箇所を「合戦仕候」と誤って引用している（つまり、

「可」を抜かしている)。また「可討果候」に訂正されたことについては記していない。この場合、「可合戦仕候」と「合戦仕候」は大きく意味が異なってくる。なぜなら、「可」(べし)は推量の助動詞であるから、「可合戦仕候」はまだ合戦がおこっていない状況(これから合戦がおこる状況)を指し、「合戦仕候」は合戦をしている、或いは、合戦が終わったという状況を指す、という違いがある。つまり、この引用箇所部分は合戦中、或いは、合戦後のことではなく、まだおこっていないこれからの合戦の予定を吉川広家が2人の使者(福島正則と黒田長政からの使者)から聞いているのである。

このように考えると、高橋本24頁の意識で「東軍の手立ての様子はどうかだったのですか?」と尋ねましたところ、二人の使者が言うことには、山中への先鋒は福島正則、黒田長政、そのほかに加藤嘉明、藤堂高虎、そのほか上杉征伐に加わった諸将たちで、小早川秀秋の手引きであるので、小早川と宇喜多・島津・小西・石田らの戦っているところへ仕掛けて合戦となりました。」というように過去形で解釈しているのは、時制のとらえ方として間違っているのである。

そして、同じ理由で、高橋本24～25頁の解説で「小早川が福島・黒田らを手引きし、福島・黒田らは小早川と宇喜多・島津・小西・石田らが戦っている途中に合戦を仕掛けた」と解釈するべきです。」というように過去形で解釈している点も間違っているのである。

高橋本24頁の原文引用では、上述のように誤った箇所があるので、同じ箇所を913号文書から原文を引用すると、「此上ハ(爰元)御行之様子如何候哉と、(両使へ)相尋申候処、両使申事ニハ、山中へ之先手ハ、福左太、黒甲、其外加左馬、藤佐、其外上より罷下候衆中、筑中納言殿、御手引之事ニ候条、打合中ニたて候て(可討果候)(可)合戦仕候、南宮山へ之手あてハ、先手池田三左衛門尉、井伊兵部、本多中書、其外内苅馬廻、(此衆にて候)」となる。この場合、()は原文ではその文字の右傍(或いは左傍)に加筆、或いは訂正された箇所を示す。____は原文では抹消された箇所を示す。抹消された箇所は原文では文字の左傍に「ゝ」と表記されているが便宜上、____で示した。

この913号文書の原文を見るとわかるように、高橋本24頁の意識で「小早川と宇喜多・島津・小西・石田ら」という箇所に該当する記載はないことから、この箇所の意識は恣意的な拡大解釈であると言える。上述したように、この2人の使者が説明しているのは、これからの予定を述べているのであって、高橋本24頁の意識のように合戦が終わってその報告を聞いている、という意味の意識にはならないのであるから、高橋本24頁の意識自体が時制を取り違えたことに起因する史料の誤読ということになる。

上述のように時制として過去形ではなく、これからのこと(つまり未来形)を聞いているわけだから、高橋本24頁の意識で「仕掛けて合戦となりました。」というように過去形にしているのは間違いであることがわかるし、高橋本24～25頁の解説で「小早川が福島・黒田らを手引きし(中略)合戦を仕掛けた」というのも間違いであることがわかる。なぜなら、この時点(吉川広家が2人の使者から聞いている時点)で、まだ合戦は始っていないのだから、小早川秀秋が手引きして合戦を

仕掛けたというストーリー自体が荒唐無稽な話になるからである。

よって、該当箇所の意味としては、「小早川が福島・黒田らを手引きし」たのではなく、合戦前のこの時点で福島・黒田らが小早川を手引きしているということ（つまり、裏切らせる調略をしている最中である、ということ）を吉川広家に2人の使者（福島正則と黒田長政からの使者）が説明をしている、というのが正しい意味になる。

このように、高橋本24頁の意識で「東軍の手立ての様子はどうだったのですか？」と尋ねましたところ、二人の使者が言うことには、山中への先鋒は福島正則、黒田長政、そのほかに加藤嘉明、藤堂高虎、そのほか上杉征伐に加わった諸将たちで、小早川秀秋の手引ききであるので、小早川と宇喜多・島津・小西・石田らの戦っているところへ仕掛けて合戦となりました。」というのが全くの間違いであることがわかると、高橋本27頁の解説で「西軍は松尾山の小早川秀秋を攻めている最中に東軍から攻撃を仕掛けられたのです。」という見解も全く成立しなくなるのである。そもそも、合戦当日に参戦してその戦況を記した島津家家臣の史料（『旧記雑録後編三』）⁽²³⁾には、家康方の軍勢と戦う前に島津勢が小早川秀秋の軍勢を攻めた、というような記述は全く出てこないで、この点からも、「西軍は松尾山の小早川秀秋を攻めている最中に東軍から攻撃を仕掛けられたのです。」という上記の高橋本27頁の見解が全く成立しないことは自明である。

よって、高橋本27頁の「③実際にはどうだったか？」という布陣の形の図も見解としては成立せず間違いである、ということになる。

高橋本27頁では「井伊直政と松平忠吉が抜け駆けをし、合戦の火ぶたを切ったという話も後世の創作です。東軍は早朝に赤坂・垂井を出発し、関ヶ原で戦いが始まったのは午前十時ごろ。井伊直政は南宮山の抑えに付いていました。」と指摘している。「井伊直政と松平忠吉が抜け駆けをし、合戦の火ぶたを切ったという話」は確かに一次史料では確認できないので、「後世の創作」という指摘については首肯できる。ただし、開戦時に「井伊直政は南宮山の抑えに付いていました。」としている点については、「(慶長五年)九月十七日付松平家乗宛石川康通・彦坂元正連署状」には、「この地の衆（尾張衆）・井伊直政・福島正則が先手となり、そのほか（の諸将が）すべて次々と続き、敵が切所（要害の地）を守っているところへ出陣して戦いをまじえた時（開戦した時）（後略）」（下線引用者）と記されているので（前掲・拙著『新解釈 関ヶ原合戦の真実』）、開戦時に井伊直政が家康方軍勢の先手であったことは明らかである。よって、開戦時に井伊直政が南宮山の抑えに付いていた、とする上記の高橋本の指摘については訂正が必要である。

6. 高橋本28～40頁の内容検証

上述のように、高橋本27頁の解説で「西軍は松尾山の小早川秀秋を攻めている最中に東軍から攻撃を仕掛けられたのです。」などの見解が全く成立しなくなると、高橋本30頁の解説の「山中に布陣していてこの和談のことを知らなかった宇喜多・島津・小西・石田らは、東軍が背後から攻めて

くることを予想していなかったはずです。」という見解や、高橋本32頁の解説の「西軍の宇喜多・島津・小西・石田勢は九月十四日夜、小早川の籠る松尾山を攻めに向かった。松尾山を包囲し(中略)九月十五日早朝から戦闘開始。しかし午前十時ごろ予期せぬことに、そこへ東軍の「猛勢」が攻め込んできた。」という見解も全く成立しなくなる。

そして、以上のように高橋本の見解を否定してきたので、高橋本38～39頁で従来の解釈との違いとする9点(9点すべての文を引用すると長くなるので個々の文については、高橋本38～39頁を参照していただきたい)のうち8点はすべて否定できる。なお、9点のうちの1点である「西軍がすでに逆意の判明している小早川を含めて鶴翼の陣を敷くとは考えられない。」(高橋本39頁)としている点については首肯できる。ただし、高橋本で「鶴翼の陣」という字句が出てくるのは39頁のこの箇所以外では79頁の1箇所だけである。

さらに、高橋本39頁で「これらの点に注意して読まなければこの書状は意味が通じなくなり(中略)あるいは「吉川広家は和談を捏造した」と結論づけてしまうことになります。」と指摘している点についても、上述のように高橋本の見解を否定したことにより、指摘として妥当ではないことが理解できるのである⁽²⁴⁾。

7. 高橋本41～45頁の内容検証

上記「4 山中における西軍の布陣について」は、石田三成方の軍勢の布陣に関する内容であり、高橋本41頁で「陸軍参謀本部が作った布陣図は江戸時代に書かれた軍記等をもとに作成されたものですので、先入観を排して関ヶ原の戦いを考えようとする場合、先ずはこの布陣図を頭の中から消し去らねばなりません。」と指摘している点は首肯できる。

さらに、高橋本41頁で「また、現在の関ヶ原合戦の陣地跡は、神谷道一氏が明治二十五(一八九二)年に著した『関原合戦図志』を参考に岐阜県の役人たちが参加し、現地事情を様々に考慮しながら決めたのだそうです。」と指摘している。この指摘の論拠について高橋本では触れていないが、高橋陽介氏のブログ(2015年4月2日)によれば⁽²⁵⁾、「関ヶ原笹尾山交流館スタッフブログ」(2015年3月26日「小関地区の陣跡 薩摩池と史料をめぐって7」)に「現在の関ヶ原合戦の陣地跡の場所は、神谷道一氏著による『関原合戦図志』(明治25(1892)年5月)を参考に、岐阜県の役人たちが参加し、現地事情を様々に考慮しながら決めたそうです。」とあることによる。

つまり、関ヶ原の戦いにおける諸将の陣地跡(現在の比定地)は、明治二十五年以降に比定されたものであり、その論拠もあいまいなものがある、ということになる。そうなると、例えば、石田三成が笹尾山に布陣したとする現在の通説も疑わしくなるのであり、この点について、高橋本43頁で、石田三成が「笹尾山に陣地を構築した形跡は無く、また、笹尾山に三成の本陣があったという話は一次史料では確認できません。」というように明確に否定している指摘には首肯できる。

高橋本41頁では「新納忠元勲功記」(『旧記雑録』)を原文引用して、高橋本42頁ではその意識を記し、

解説として「島津兵・新納忠元の後年の記述による、関ヶ原合戦当日の布陣の様子です。西軍は松尾山を不当に占拠した小早川秀秋を討つために山中に布陣しました。島津兵による布陣の記述から小早川が漏れているのは、小早川が既に敵だったからです。同じく大谷が漏れているのは、大谷はこのときまだ大垣にいたからです。同じく脇坂が漏れているのは、脇坂はこのとき大津で包囲されていたからです。」と指摘しているが、この指摘にはいろいろと疑義がある。

まず、高橋本41頁では「島津兵・新納忠元の後年の記述」と指摘していて、新納忠元が関ヶ原の戦いに島津兵として参戦したかのような書き方をしているが、新納忠元は慶長五年の時点で75才であり、関ヶ原の戦いには参戦せず国許にいた。よって、「新納忠元勲功記」は新納忠元が関ヶ原の戦いに参戦した後年の回想録ではないので、史料の信憑性としては低いのである。高橋本の引用箇所にはないが「新納忠元勲功記」には「東軍」という記載が複数箇所に出てきており⁽²⁶⁾、「新納忠元勲功記」の成立年代は不明ではあるが、少なくとも江戸時代初期（慶長～元和期）の成立ではなく、元禄期以降の成立と考えられる⁽²⁷⁾。

よって、「新納忠元勲功記」が元禄期以降の成立ということになると、石田三成方の諸将の布陣位置についても軍記物の影響を受けている可能性がある。その意味では、高橋本42頁では「新納忠元勲功記」の意識として「街道の北にあった石田陣所」、「宇喜多秀家と小西行長が小高い丘に布陣した」としているほか、島津豊久、島津義弘の布陣位置についても記しているが、「新納忠元勲功記」の史料的信憑性が低い以上、布陣位置を検討するうえであまり参考にしない方がよいのではないだろうか。そうすると、高橋本44頁1～5行目の布陣の解釈についても再検討の必要があると思われる。

高橋本42頁の解説についてさらに検討を進める。「西軍は松尾山を不当に占拠した小早川秀秋を討つために山中に布陣しました。」という高橋本42頁の指摘であるが、こうした内容の記載は引用されている「新納忠元勲功記」には記載がなく、合戦当日の戦況を記した島津家家臣の史料（『旧記雑録後編三』）⁽²⁸⁾にも全くこうした記載はない。また、関ヶ原の戦い関係の一次史料にも全くこのような記載はないのである。こうした記載があるのは高橋本42頁で引用している『慶長年中卜斎記』だけである。『慶長年中卜斎記』は言うまでもなく二次史料（後世の編纂史料）であるから、一次史料としての論拠にはなりえない。高橋本のタイトルは『一次史料にみる関ヶ原の戦い』であるにもかかわらず、一次史料で裏付けのとれない結果に終わっている。

高橋本42頁の解説で「島津兵による布陣の記述から小早川が漏れているのは、小早川が既に敵だったからです。」と指摘している点にも疑義がある。「島津兵による布陣の記述から小早川が漏れているのは、小早川が既に敵だったから」ではなく、「島津兵」が小早川秀秋と戦った事実がなかったから、と考えるのが正当な解釈であろう。「小早川が既に敵」であっても、対戦したことが事実であれば、布陣して小早川と戦った記載は残るはずである。

高橋本42頁の解説で「同じく大谷が漏れているのは、大谷はこのときまだ大垣にいたからです。」と指摘しているが、上述のように大谷吉継が大垣城に在陣していたという高橋本の見解をすでに否

定しているのです、この高橋本の指摘も見解として成立しないことになる。

高橋本42頁の解説で「同じく脇坂が漏れているのは、脇坂はこのとき大津で包囲されていたからです。」という指摘や、高橋本45頁の解説で「脇坂安治はこのとき近江大津にいました。」という指摘については、上述のように、一次史料（「(慶長五年)九月十七日付松平家乗宛石川康通・彦坂元正連署状」)には合戦当日、脇坂安治は小早川秀秋と共に開戦と同時に裏切ったことが記されているので、この高橋本の指摘も見解として成立しないことがわかる。

高橋本43頁の解説で「西軍は(中略)未明に陣取りをし、早朝、霧が晴れると共に攻撃を開始。しかしそこに東軍はまだ来ていません。(中略)西軍は東軍を迎え撃つために山中へ来たわけではありません。西軍が攻撃した先は松尾山の小早川陣でした。」「繰り返しますが、西軍は東軍を迎え撃つために山中へ来たわけではありません。」と指摘しているが、上述のようにそうした記載をしているのは二次史料(後世の編纂史料)である『慶長年中卜齋記』だけであり、一次史料でそうした記載をしている史料は皆無であり、一次史料による裏付けがとれないので、この見解は成立しない。なお、高橋本14～15頁、24頁の913号文書の意識については、上述したように解釈として成立しないことがわかるので、913号文書を論拠となる一次史料であると見なすことはできない。

そして、高橋本45頁の解説で「関ヶ原町大字山中の若宮八幡宮は「大谷吉継陣跡」とされる場所ですが、(中略)松尾山攻めに加わった西軍諸将のうち誰かが陣地を置いた場所なのではないかと考えます。」と指摘している。この指摘の中で「大谷吉継陣跡」であるのか、或いは、「西軍諸将のうち誰かが陣地を置いた場所」なのか、という検討をする意味はあると思うが、「松尾山攻めに加わった西軍諸将」という前提は、上記と同様の理由から考えない方がよいであろう。

8. 高橋本46～68頁の内容について

高橋本46～68頁は「5 なぜ西軍は関ヶ原へ向かったのか 九月十二日付石田三成書状を再考する」の「九月十二日付石田三成書状を再考する①～⑤」に該当する部分である。高橋本では九月十二日付石田三成書状の出典について記していないが明示する必要があり、筆者(白峰)は中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻⁽²⁹⁾収載のものを参照した。

高橋本では、この九月十二日付増田長盛宛石田三成書状の内容について、真正の文書(石田三成が実際に記した内容の書状)である、という前提で検討している。

しかし、筆者(白峰)は、すでに前掲・拙稿「関ヶ原の戦いにおける吉川広家による「御和平」成立捏造のロジック」で指摘したように、九月十二日付増田長盛宛石田三成書状については、以下のような疑義がある。

- ①この九月十二日付石田三成書状は書状の原本が伝存せず、書状の写(「古今消息集」所収)しか存在しない。
- ②この書状の内容については、中井俊一郎氏が「この書状は『古今消息集』に収められているもの

だが、正直なところ、これが三成の書いたものそのままとはとても思えない。通常の三成文書と文体・内容ともかけ離れているからである。」⁽³⁰⁾と指摘して疑義を呈している。

- ③確かに、三成の他の書状を見ると非常に強気な態度で理路整然と論旨を展開する内容であるのに対して、この書状は全体に悲観的なことがぐどぐどと書かれていて、他の三成書状とはかなり異なっている印象を受ける。
- ④特に一人称の使い方に着目すると、他の三成書状では一人称はほとんど出てこないのに対して、この書状では「拙子」が5例、「拙者」が1例出ている点は他の三成書状と異なった点である。他の三成書状では一人称の用例は少ないものの、「此方」（「慶長五年）七月晦日付真田昌幸宛石田三成書状」⁽³¹⁾など）、「拙者」（「慶長五年）八月五日付真田昌幸・真田信之・真田信繁宛石田三成書状」⁽³²⁾など）、「我等」（「慶長五年）八月十日付佐竹義宣宛石田三成書状写」⁽³³⁾など）が一人称として使用されている。三成書状における「拙子」の用例は「（慶長五年）八月十日付真田昌幸・真田信繁宛石田三成書状」⁽³⁴⁾にも見られるが、この書状では2例しか使用されておらず、九月十二日付石田三成書状のように多用（5例）されているわけではない。
- ⑤他の三成書状では「秀頼様」に言及する記載が見られるが（前掲「（慶長五年）七月晦日付真田昌幸宛石田三成書状」、前掲「（慶長五年）八月五日付真田昌幸・真田信之・真田信繁宛石田三成書状」など）、九月十二日付石田三成書状では「秀頼様」についての言及が一切ない。
- ⑥他の石田三成書状は8ヶ条（「（慶長五年）八月十日付真田昌幸・真田信繁宛石田三成書状」⁽³⁵⁾）、10ヶ条（「（慶長五年）八月五日付真田昌幸・真田信之・真田信繁宛石田三成書状」⁽³⁶⁾）、11ヶ条（「（慶長五年）七月晦日付真田昌幸宛石田三成書状」⁽³⁷⁾）、12ヶ条（「（慶長五年）八月十日付佐竹義宣宛石田三成書状写」⁽³⁸⁾）であるのに対して、九月十二日付増田長盛宛石田三成書状は17ヶ条であり、条数が他に類例がない程多く、その文面の内容量も異常に多いことは異例である。九月十二日という軍事的緊張状態の中で石田三成が、このような異常に長い内容の書状を書いたとは考えにくい。

こうした諸点を勘案すると、九月十二日付石田三成書状については、後世の偽文書である可能性を考えるべきであると思うので、高橋本46～68頁の箇所については筆者（白峰）として内容の検証を加えないこととする。その理由は、九月十二日付石田三成書状を真正の文書と考える高橋氏と、後世の偽文書である可能性を考えている筆者（白峰）が議論しても平行線になって結論は出ないからである。なお、こうした判断は、九月十二日付石田三成書状を真正の文書とする高橋氏の考えを尊重するものであり、決して非難するものではない。

なお、史料の解釈について1点だけ指摘すると、高橋本59頁うしろから3行目の史料引用で「何れの城之伝々にも」とある箇所について、高橋本61頁1行目では「つてづての城には」と解釈しているが、この場合の「伝々」とは城郭の関係用語で「伝えの城」（この場合は複数形の意味で使用されている）を意味するので、その点は訂正が必要であろう。

9. 高橋本69～77頁の内容について

高橋本69～77頁は上記「6 南宮山からみた東西両軍の布陣 九月十二日付吉川広家書状による裏付け」に該当する部分である。ここで扱う九月十二日付吉川広家書状とは、国許（伯耆国湊山）にいた家臣の祖式長好に対して出した同日付の2通の吉川広家書状である（そのうち1通は祖式長好と「佐九」との連名宛）。出典は、『吉川家文書別集』〈大日本古文書〉⁽³⁹⁾の609号文書と632号文書である。高橋本ではこの出典について記されていないが、出典は明示すべきであろう。

高橋本69頁では、上記609号文書を原文引用しているが、高橋本で引用するうえで誤記をしている点が2点ある。まず、高橋本69頁では「趣具可有其間候間」としているが、609号文書には「趣具可其間候間」とあって「可其」の横に「(有脱)」としている。そして、高橋本69頁では「只今までハ弥行無之候」（下線引用者）としているが、609号文書には「只今までハ弥行無之候」（下線引用者）としている。よって、高橋本69頁で「弥」としている文字は「珍」が正しいのである。「珍」は「珍」の異体字であるから、高橋本70頁うしろから2行目で「いよいよ」としている箇所は「めづらしき」と訂正すべきである。

高橋本70頁では「大垣から毛利元康、小早川秀包、筑紫広門、立花宗虎らはその奪回に向かいました。」と記されているが、毛利元康、小早川秀包、筑紫広門、立花宗虎は大垣城に入城していないので、大坂から大津城の攻略に向かったとすべきであろう⁽⁴⁰⁾。

高橋本74頁では、同73頁で原文引用した上記632号文書の解釈として「分散していて、意思統一ができておらず、戦意もありませんでした。」としている。しかし、632号文書には「いかにもかたまり不申候」と記されているだけなので「意思統一ができておらず、戦意もありませんでした。」という箇所は恣意的な拡大解釈であり、632号文書の解釈としてはこの箇所は削除すべきであろう。

それから細かいことかも知れないが、高橋本70頁で「清洲」という表記を使用しているのは、当時の表記としては「清須」の方がよいと思われる。

高橋本69～77頁において、九月十二日付吉川広家書状（同日付の2通の吉川広家書状）を取り上げて内容検討をおこなっていることは興味深いし、特に高橋本76頁で上記632号文書の内容について「広家が家康の西上を内密にしていた」と指摘している点は注目される。なお、高橋本69～77頁では九月十二日付石田三成書状の内容との関係も検討しているが、上述のように、筆者（白峰）は九月十二日付石田三成書状について、後世の偽文書である可能性を考えているので、石田三成書状との内容関係の検討の点については検証を加えないこととする。

10. 高橋本78～82頁の内容について

高橋本78～82頁は上記「7 島津軍の中央突破・「島津退き口」について」に該当する部分である。高橋本79頁では「もし従来説どおり西軍が鶴翼の陣で東軍を迎え撃ったとするならば、その中央で

の静観は無理だと思います。また、比較的信頼できる史料である『薩藩日記雑録』の内容とも食い違っています。その場に居合わせた島津兵の後年の記述によりますと、島津兵は最初から戦っています。」と指摘している。この指摘は通説の矛盾を衝くものであり、有効な指摘であると思われる。

また、高橋本81頁では「戦闘があった場所、つまり撤退を開始した場所は山中からですので、家康本陣が仮に現在の関ヶ原町役場のあたりとしたならば、それは撤退する方向とは反対方向になります。島津義弘は山中から牧田へ撤退しました。このように見ていくと島津軍の撤退は「中央突破」とは言えません。しいて言うとするならば「敵中突破」です。」と指摘している。この指摘も従来の通説の矛盾を衝くものであり卓見であると言えよう。

おわりに

本稿では、上述のように、高橋本で指摘された諸点について、史料原文を解釈するうえで時制を取り違えたことに起因する史料の誤読をした箇所があることや、史料の内容に関して現代語訳をして解説を加えるうえで恣意的な拡大解釈をした箇所があることから、見解として成立しない点が多くあることを具体的に指摘した。

それから、高橋本の書き方の問題として、特に新説を発表するのであれば、どこまでが従来の研究史（先行研究）で指摘されていることで、どこからが高橋氏のオリジナルの考え（新説）なのかを線引きして提示する必要がある、という点も指摘した。具体的には言えば、高橋本に最も関係する先行研究は、前掲・拙著『新解釈 関ヶ原合戦の真実』、前掲・拙稿「関ヶ原の戦いにおける吉川広家による「御和平」成立捏造のロジック」であるから、前掲・拙著『新解釈 関ヶ原合戦の真実』については参考文献として書名を提示するだけでは不十分であり、前掲・拙著『新解釈 関ヶ原合戦の真実』と関係する具体的論点を明示する必要があるし、前掲・拙稿「関ヶ原の戦いにおける吉川広家による「御和平」成立捏造のロジック」を参考文献として提示さえていないのは遺憾と言わざるを得ない。また、「別解釈」と表記するのであれば、どの解釈と比較しての別解釈なのかを明示する必要があるのは当然と言えよう。

上記とは対照的に、高橋本で最も評価できる点（優れている点）は、①従来の布陣図が描く鶴翼の陣が虚構（フィクション）であることを指摘した点、②石田三成が笹尾山に布陣したという従来の通説を明確に否定した点、③井伊直政と松平忠吉が抜け駆けして合戦の火ぶたを切ったという話を明確に否定した点、④島津義弘の撤退は中央突破ではなく山中から牧田へ撤退したと指摘した点、である。特に、上記②の石田三成が笹尾山に布陣していない、という点は、直近では乃至政彦氏もその著書『戦国の陣形』でも想定しているので⁽⁴¹⁾、筆者（白峰）も今後はこの見解（高橋氏、乃至氏の見解）に従って関ヶ原の戦いの布陣を考えていきたいと思っている。よって、今後は文献史料によりそのことをより緻密に立証していく必要があるだろう⁽⁴²⁾。

[註]

- (1) 高橋陽介『一次史料にみる関ヶ原の戦い』(2015年11月)。
- (2) 高橋本では「問鉄炮」と表記しているが、本稿では「間鉄炮」として統一して表記する。
- (3) 拙著『新解釈 関ヶ原合戦の真実－脚色された天下分け目の戦い』(宮帯出版社、2014年)。
- (4) 『松井文庫所蔵古文書調査報告書』3 (八代市立博物館未来の森ミュージアム、1998年、431号文書)。
- (5) 拙稿「関ヶ原の戦いにおける吉川広家による「御和平」成立捏造のロジック－『吉川家文書之二』〈大日本古文書〉913号～918号文書、及び、「(慶長5年)9月20日付近衛信尹宛近衛前久書状」の内容検討－」(『愛城研報告』19号、愛知中世城郭研究会、2015年8月)。以下、副題は省略する。
- (6) 『日本国語大辞典(第二版)』4巻(小学館、2001年、287頁)。
- (7) 『広辞苑(第六版)』(岩波書店、2008年、705頁)。
- (8) 『大辞林(第三版)』(三省堂、2006年、627頁)。
- (9) 『時代別国語大辞典(室町時代編二)』(三省堂、1989年、565頁)。
- (10) 『邦訳日葡辞書』(岩波書店、1995年、298頁)。
- (11) 『山田晏斎覚書』(『鹿児島県史料・旧記雑録後編三』、鹿児島県、1983年、625頁)。この点については、桐野作人『関ヶ原 島津退き口－敵中突破三〇〇里』(学研パブリッシング、2010年、120頁)においてすでに指摘されている。
- (12) 宗教法人为本願寺蔵『時慶記』2巻(時慶記研究会編、総発売元・臨川書店、2005年、103頁)。
- (13) 前掲・宗教法人为本願寺蔵『時慶記』2巻(慶長五年九月十三日条、106頁)。
- (14) 前掲『鹿児島県史料・旧記雑録後編三』(625頁)。
- (15) 中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻(日本学術振興会、1958年、685頁)。
- (16) 藤井治左衛門編『関ヶ原合戦史料集』(新人物往来社、1979年、350頁) 収載の九月十二日付増田長盛宛石田三成書状も同様である。
- (17) 『浅野家文書』〈大日本古文書〉(東京大学出版会、1906年発行、1968年復刻、113号文書)。
- (18) 『三重県史』資料編、近世1(三重県、1993年、309頁)。
- (19) 徳川義宣『新修徳川家康文書の研究』(財団法人徳川黎明会、1983年、294頁)。
- (20) 拙著『新「関ヶ原合戦」論－定説を覆す史上最大の戦いの真実』(新人物往来社、2011年、159頁)の表2参照。表2の史料的根拠は、米山一政編『真田家文書』上巻(長野市、1981年発行、2005年改訂)の56号文書による。
- (21) 拙稿「慶長5年6月～同年9月における徳川家康の軍事行動について(その3)」(『史学論叢』42号、別府大学史学研究会、2012年)の表6参照。
- (22) 前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻(660頁)。
- (23) 前掲『鹿児島県史料・旧記雑録後編三』(621～718頁)。
- (24) 上述したように、高橋本では前掲・拙稿「関ヶ原の戦いにおける吉川広家による「御和平」成立捏造のロジック」についての言及は本文中に全くなく、参考文献にも記されていないが、高橋本のこの見解は、明らかに前掲・拙稿「関ヶ原の戦いにおける吉川広家による「御和平」成立捏造のロジック」を意識していると思われる。

- (25) 高橋陽介氏のブログ（mixi）については高橋氏御自身から筆者（白峰）に御紹介していただいた。この点については感謝している。
- (26) 前掲『鹿児島県史料・旧記雑録後編三』（676、677頁）。
- (27) 東軍・西軍という呼称が軍記物で使用される初見は、管見では『石田軍記』（元禄十一年〔1698〕成立）であり、関ヶ原の戦いの約100年後である（前掲・拙著『新解釈 関ヶ原合戦の真実』）。
- (28) 前掲『鹿児島県史料・旧記雑録後編三』（621～718頁）。
- (29) 前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻（682～686頁）。
- (30) 中井俊一郎『石田三成からの手紙－12通の書状に見るその生き方』（サンライズ出版、2012年、119～120頁）。
- (31) 前掲・米山一政編『真田家文書』上巻（51号文書）。
- (32) 前掲・米山一政編『真田家文書』上巻（55号文書）。
- (33) 『茨城県史料』中世編V（茨城県、1994年、466頁）。
- (34) 前掲『浅野家文書』〈大日本古文書〉（113号文書）。
- (35) 前掲『浅野家文書』〈大日本古文書〉（113号文書）。
- (36) 前掲・米山一政編『真田家文書』上巻（55号文書）。
- (37) 前掲・米山一政編『真田家文書』上巻（51号文書）。
- (38) 前掲『茨城県史料』中世編V（466頁）。
- (39) 『吉川家文書別集』〈大日本古文書〉（東京帝国大学、1932年）。
- (40) 小和田哲男監修『図解 関ヶ原合戦までの90日－勝敗はすでに決まっていた！』（PHP研究所、2013年）の103頁の図「京極高次の動きと大津城の合戦」では「9月7日、毛利元康を総大将とする西軍が大津城を攻撃」として大坂城から大津城に向けて矢印を引いている。
- (41) 乃至政彦『戦国の陣形』（講談社、2016年）の171頁では「西軍主力と大谷隊、合流するが挟撃される。小早川隊、朽木・小川・脇坂らとともに西軍を挟撃する（一七三頁図30）」と記されていて、173頁の「関ヶ原合戦展開図③」を見ると石田三成は笹尾山に到達していないことは明らかである。
- (42) 筆者（白峰）による関ヶ原の戦い（本戦）における石田三成方軍勢の布陣位置についての検討（新解釈）に関しては、拙稿「関ヶ原の戦いにおける石田三成方軍勢の布陣位置についての新解釈－なぜ大谷吉継だけが戦死したのか－」（『史学論叢』46号、別府大学史学研究会、2016年）を参照されたい。

【付記①】

本稿では高橋本が指摘した諸点について厳しい批判を加えて否定する箇所が多かったが、関ヶ原の戦いに関する研究の進展を思っただけであり他意はない。今後、高橋氏から反論が出れば、相互に論考を發表することにより大いに議論していきたいと思うので、反論をお待ちする次第である。それから、読者の方々には是非両論（本稿と高橋本の両論）を読み比べていただき、読者諸兄の御判断を仰ぎたいと思う次第である。

【付記②】

本稿の成稿後、高橋陽介氏は、同氏のブログ (mixi) において、『鹿児島県史料・旧記雑録拾遺 記録所史料一』(鹿児島県、2012年、68頁)に「大谷刑部少輔殿一所に 御陣取被成候、然に筑前中納言一揆被起 内府様方に被差出之由、九月十四日に大柿江相知れ申候事」という記載があり、その解釈として、「小早川秀秋が徳川家康に内通し松尾山を占拠する前、九月十四日の時点で、大谷と島津は同じ場所に居たとある。島津が九月十四日に山中にいたとは考えられないから、やはり、大谷は九月十四日に大垣にいたのだらう。」と指摘した。

この史料解釈について、筆者(白峰)としては、高橋氏の上記の指摘とは異なり、「大谷吉継は小早川秀秋と共に(当初は)陣取りをしたが、(その後)小早川秀秋が家康に同心したことが明らかになり、そのことが9月14日に大垣城へ伝わった。」と解釈している。よって、この史料の記載内容は、大谷吉継が大垣城へ入城したことを示すものではなく、当初(小早川秀秋の裏切りが明らかになる前)、大谷吉継が小早川秀秋と共に陣取りをしたことを示すものである、と考えている。